

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

産業廃棄物処理施設の変更許可の申請(六二一・環境整備課)

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(六二一・都市計画課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(六二三・都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(六二四・仙北建設事務所)

公告

県営土地改良事業工事の完了(山本総合農林事務所)

土地改良区の役員退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)

市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)

告示

秋田県告示第六百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の四第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請を次のとおり告示し、当該申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「申請書等」という。)を縦覧に供する。

なお、同条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成十四年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (一) 名称 株式会社湯沢クリーンセンター

- (二) 住所 湯沢市山田字四ツ屋一番地
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 安藤 誠一郎

- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

湯沢市山田字四ツ屋一番地

- 三 産業廃棄物処理施設の種類の

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第八号及び第十三号の二に掲げる焼却施設

- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物

- 五 申請年月日 平成十四年八月二十六日

- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (一) 縦覧場所

湯沢市千石町二丁目一番十号 秋田県湯沢雄勝健康福祉センター

(2)(1) 湯沢市佐竹町一番一号 湯沢市民生部生活環境課

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年九月十七日から同年十月十七日まで

縦覧時間 午前九時から午後四時まで

- 七 意見書の提出期限及び提出先

(二)(一) 提出期限 平成十四年十月三十一日

提出先 六の縦覧場所と同じ。

秋田県告示第六百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称

横手都市計画公園(五・六・一)号横手公園

- 二 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 横手市睦成字城付

- 三 都市計画の変更年月日 平成十四年九月十七日

秋田県告示第六百二十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画道路（三・五・七十四号下新城東西線）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年五月八日付け指令仙建 二十八 七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目十四番四号

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌誉

二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市東川字屋敷後百四十三番、百四十四番、百八十八番、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番及び百八十八番

公 告

県営土地改良事業（上岩川二期地区過疎基幹農道整備事業）につき、その工事を平成十三年十一月三十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同法第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

一 南秋田郡昭和町土地改良区

(一) 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添二十七番地四 菅原道盛

白洲野二十一番地 菅原八男

(二) 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添二十七番地四 菅原道盛

白洲野二十一番地 菅原八男

二 秋田市上北手小山田土地改良区

就任理事の住所及び氏名 武藤 一夫

秋田市上北手百崎字境田百三十一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、中仙町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

秋田県知事 寺田典城

(一) 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（上桜田(三)地区単小規模土地改良事業（農道整備））計画書及び条例の写し

(二) 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（田向(二)地区単小規模土地改良事業（農道整備））計画書及び条例の写し

縦覧期間 平成十四年九月十八日から同年十月十七日まで

三 縦覧場所

中仙町役場

発行者 秋田県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田県印刷株式会社